

2018 年度 社会医療法人雪の聖母会における研究不正防止計画

社会医療法人雪の聖母会（以下「本法人」という）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づき不正防止に関する基本方針を定めている。同方針を具現化するために、次のとおり不正防止計画を策定する。

1) 運営・管理体制

最高管理責任者：理事長

本法人における公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。

統括管理責任者：常務理事（診療）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ

コンプライアンス推進責任者：聖マリア病院長、聖マリアヘルスケアセンター病院長、聖母の家施設長、聖マリア福岡健診センター長、聖マリア健康科学研究所長、シェアードサービスセンター本部長

各施設等の公的研究資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における公的研究資金等の不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 公的研究資金等の不正使用防止を図るため、施設内の研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に公的研究資金等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

不正防止推進責任者：臨床・教育・研究本部長

本法人全体の不正防止計画の推進を図る。

2) 不正防止計画

① 責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
責任体系が曖昧で、組織のガバナンスが機能しない。	運営・管理体制を示す組織図等を策定し役割を明確化する。

② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
研究費の使用に関するルールが不明確で、理解されていない。	統一された明確なルールを定め、理解しやすいマニュアルを作成し、構成員に周知を図る。
コンプライアンスに対する意識が希薄。 公的研究費が税金によって賄われていることに対する意識が欠如している。	コンプライアンス教育、研究費使用に関する説明会を行い理解度を確認する。 法令及び関係ルールを理解したうえで、遵守する旨の「誓約書」を提出させる。 不正を行った場合の処分につき、関係規程を周知する。

③ 研究費の適正な運営・管理

不正発生要因	防止計画
研究費執行が年度末に偏る	定期的に研究者へ執行状況(残高)を通知する。
業者と研究者が必要以上に密接な関係を持ち不正取引を招く可能性がある。 検収確認が不十分であるため架空伝票による納品や預け金を招く可能性がある	取引業者に不正取引を行わない旨の「誓約書」を提出させる。 見積、発注、検品等、担当部署が関わる。
出張の事実確認が不十分であるため不正出張を招く可能性がある。	出張に行く前に、必ず起案書の提出を求め、所属長等の許可を得てから出張に行く。 出張の事実となる証拠資料(学会開催プログラム、開催案内等)を添付させ架空出張を防止する。

	出張費の二重受給を防ぐため、旅費確認ができる証拠資料の原本提出を求める。 出張後は出張報告書の提出を義務付ける。
謝金の実態を確認できずカウ謝金を防止できない。	謝金等が発生する場合は、事前に起案書を提出させ、謝金支払いの妥当性を事務部門にて確認する。 謝金受領書等（直筆署名又は押印）を取得・保管する。 成果物の確認を行う。

④ 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	防止計画
不正告発窓口が不明確で、告発の方法等がわからない	ホームページ上に「臨床研究」のページを設け、そこに窓口名称・連絡先等を掲載し、外部に周知する。

⑤ モニタリングの実施

不正発生要因	防止計画
モニタリング体制の整備が不十分である	公的研究費に係る内部監査実施手順マニュアルを策定し、定期的な内部監査を行い、要改善事項が発生した場合は適宜ルールの見直し等を行う。